

## 社会福祉法人旭川健育会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川健育会の役員等の報酬について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、役員等とは理事・監事及び評議員並びに評議員選任・解任委員をいう。

### (理事会及び評議員会並びに評議員・選任解任委員会出席報酬)

第3条 役員等が理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会（以下「会議等」という。）に出席したときは、別表1により報酬を支給することができる。なお、評議員選任・解任委員を兼ねる役員が、同一日に開催された会議等にあわせて出席したときは、そのいずれかに係る報酬のみを支給することとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支給しないものとする。

### (勤務報酬)

第4条 理事長が、会議等以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

2 理事が、会議等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

3 監事が、会議等以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

4 評議員が、会議等以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2の金額を限度として報酬を支給することができる。

### (事業年度の報酬総額)

第5条 役員等の報酬は、別表3に定める事業年度ごとの総額を上限とする。

### (旅費)

第6条 役員等が、法人業務のため旅行する場合は、旅費規定により旅費を支給することができる。

2 旅費は実情を考慮して増額することができる。

(退職手当)

第7条 役員等には、退職手当を支給しない。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、令和5年6月26日より適用する。

「本規定の適用により、平成29年4月1日施行の（社会福祉法人旭川健育会役員等報酬規程）を廃止する。」

別表 1

名 称	報 酬 (日 額)
理 事 会 出 席 報 酬	10,000 円
評 議 員 会 出 席 報 酬	10,000 円
評議員選任・解任委員会 出 席 報 酬	10,000 円

別表 2

名 称	報 酬 (日 額)
理 事 長 業 務 報 酬	10,000 円
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬	10,000 円
監 事 業 務 報 酬	10,000 円
評議員選任・解任委員 業 務 報 酬	10,000 円

別表 3

役 員 等 の 区 分	事 業 年 度 ご と の 報 酬 総 額 の 上 限
理 事 長	15 万円
理 事	40 万円
監 事	30 万円
評 議 員	40 万円
評議員選任・解任委員	5 万円